

令和 7・8 年度名護市物品・役務等入札参加者資格審査申請要領

本市が発注する物品・役務等競争入札について、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、競争入札に参加しようとする者は、次の要領に従い申請等をしてください。

1 入札指名人名簿への登録について

登録に関する要件を満たした者は、名護市契約規則（昭和 48 年規則第 19 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき入札指名人名簿に登録します。

※この入札指名人名簿への登録は、全ての入札参加資格の有無を詳細に審査したものではありません。指名・入札時等に別途の入札参加資格の要件を付す場合があります。

2 入札参加資格について

入札参加資格審査に申請できるのは、次に掲げる要件を全て満たしている者となります。

- (1) 営業を開始して 1 年以上（令和 7 年 3 月 31 日時点）の者であること。（登記簿、国税事務所への開業届出書又は税の申告状況により確認します。）
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 社会保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く。）
- (4) 雇用保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く。）
- (5) 代表者及び法人（営業所含む。）に名護市税等の滞納がないこと。
 - ①市県民税
 - ②法人市民税
 - ③固定資産税
 - ④国民健康保険税
- (6) 申請する業種について、過去 2 年間（令和 7 年 1 月 31 日時点）に業務実績があること。
- (7) 登録を希望する営業種目が法令に基づく営業に関する許認可、登録等を必要とする場合は、当該許認可、登録等を受けている者であること。
- (8) 名護市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 7 号）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団員と密接に関係する者ではないこと。
- (9) 労働安全衛生法に定める健康診断を実施していること。（市内業者のみ）

3 所在地区分

次のとおり区分します。

- (1) 市内業者 : 主たる営業所を名護市内に有する者
- (2) 市外業者 : 主たる営業所を県内（名護市を除く。）に有する者
- (3) 県外業者 : 主たる営業所を県外に有する者
- (4) 準市内業者 : 上記(2)、(3)の業者のうち、名護市内に営業所を有している者であって、次に掲げる事項を全て満たす者
 - ア 名護市内の営業所に入札・契約に関する一切の権限を委任していること。
 - イ 名護市税務課に法人設立（設置）申告書を提出して1年以上経過していること。（令和7年3月31日時点で、1年以上経過している者とする。なお、随時申請時も同様の基準日となることから、随時申請日時点では1年以上経過している場合も基準日時点で1年を経過していなければ準市内業者として認められません。）

4 事務所の要件について

申請する事務所（本店・支店・営業所等）は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 契約・見積・入札等について実質的な業務が行えること。
- (2) 看板が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- (3) 本市からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常勤していること。

5 登録営業種目について

営業種目の詳細は、物品・役務等入札指名業種一覧表（別表）のとおりです。

6 登録の取消しについて

入札参加資格審査を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- (2) 事務所の実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がな

いと判明したとき。

- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- (4) 提出書類に記載不備があり、その補正の要求に応じないとき。
- (5) 現状確認のため必要な調査の協力を求めたにもかかわらず、その要求に応じないとき。
- (6) 申請した内容に変更があったにもかかわらず、その変更を届け出ないとき。
- (7) 登録に必要な条件や要件を満たさなくなったと認められるとき。

7 その他

登録後、申請内容の変更が生じた場合は、速やかに変更届出の手続きをすること。

8 申請方法及び提出部数

名護市ホームページの「令和7・8年度入札参加資格審査申請フォーム（物品・役務）」から申請する。

Excel データ「Nago_Buppin」の記入方法は、別紙の手引書を参照してください。

申請フォーム、様式掲載ページ

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2024092700042/>

9 提出書類について

【提出書類一覧表】

※「○」→必ず提出 / 「×」→ 不要 / 「△」→必要に応じて提出

No.	提出書類	市内	準市内	市外	県外	入手先
1	【様式1】エクセルデータ（Nago_Buppin） ※前回まで使用していた旧バージョンのもの（拡張子が「xls」）は使用できません。必ず拡張子が「xlsx」の様式を使用してください。	○	○	○	○	名護市ホームページ
2	営業に必要とする許認可、登録等の証明書（PDF） ※許認可、登録等が必要ない業種の場合は不要	△	△	△	△	許認可官公庁

No.	提出書類	市内	準市内	市外	県外	入手先
3	法人：登記事項証明書（PDF） 個人：①代表者の住所確認書類（PDF） ②代表者の身分証明書（PDF） ③代表者の登記されていないことの 証明書（PDF） ④開業届出書または事業開始届出書 （PDF） ※住所確認書類は次のうちいずれか ア 住民票抄本 イ 運転免許証 ウ その他居住地が確認できる公的な書 類	○	○	○	○	市 町 村 または 法 務 局
4	法人：法人の印鑑証明書（PDF） 個人：代表者の印鑑証明書（PDF） ※印影がはっきりと写るように調節してく ださい。	○	○	○	○	市町村 又は 法 務 局
5	【様式2または任意様式】委任状（PDF） ※営業所に入札及び契約権限を委任する場 合のみ提出	△	△	△	△	名護市ホ ームペー ジ
6	【様式3または任意様式】使用印鑑届（PDF） ※「4 印鑑証明書」以外の印鑑を入札・見 積り、契約の締結並びに代金の請求及び 受領に使用する者のみ提出	△	△	△	△	名護市ホ ームペー ジ
7	【様式4-1、4-2】実績調書（PDF） ※希望業種ごとの直近2年間の主な実績を 記載して提出（物品は様式4-1、役務は 様式4-2）	○	○	○	○	名護市ホ ームペー ジ
8	社会保険料納入証明書（PDF） ※適用除外者は理由を選択または記述	○	○	○	○	年金事務所 そ の 他
9	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 及び保険料納付の領収がわかるもの（PDF） ※適用除外者は理由を選択または記述	○	○	○	○	労 働 局 そ の 他
10	営業証明書または名護市税務課に提出した 法人設立（設置）申告書（PDF） ※市内の個人事業者及び名護市内に営業所 等を設置している場合に提出	△	○	△	△	名 護 市 税 務 課
11	名護市の市税（法人）完納証明書（PDF） ※市内業者、準市内業者のほか、名護市内に 営業所等を設置し課税を受けている場合 に提出	○	○	△	△	名 護 市 税 務 課

No.	提出書類	市内	準市内	市外	県外	入手先
12	名護市の法人市民税納税証明書 (PDF) ※市内業者、準市内業者のほか、名護市内に 営業所等を設置し課税を受けている場合 に提出 (直近2年分)	○	○	△	△	名護市 税務課
13	代表者の名護市税完納証明書 (PDF) ※名護市に納税義務がある場合のみ提出 ※全ての名護市税が対象となります ※名護市外に在住の代表者であっても名護 市に納税義務があれば対象となります	△	△	△	△	名護市 税務課
14	代表者の国民健康保険税完納証明書 (PDF) ※社会保険適用外で名護市に納付義務があ る場合のみ提出	△	△	△	△	市町村
15	【様式5または任意様式】事務所所在地位 置図 (PDF) ※市内業者、準市内業者のほか、名護市内に 営業所等を設置し課税を受けている場合 に提出	○	○	△	△	名護市ホー ムページ
16	【様式6】事務所の写真 (PDF) ※市内業者、準市内業者のほか、名護市内に 営業所等を設置し課税を受けている場合 に提出 ※直近3か月以内の事務スペース含む室内、 看板含む外観のカラー写真 (計2枚以上)	○	○	△	△	名護市ホー ムページ

備考 提出書類のうち公共機関が証明する各種証明書については、申請日において発行日から3か月以内であるものを提出してください。

10 受付期間

受付期間：令和7年2月1日（土）から同年2月21日（金）まで
※物品・役務等入札参加資格審査については、令和7年6月から随時申請を受け付ける予定です。（令和7年3月～5月中は受付を行いません。）

11 審査結果の送付について

審査結果通知書は、申請のあった業者のメールアドレス宛に通知いたします。

12 問合せ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市 総務部 工事契約検査課 工事契約検査係
電 話 0980-53-1212（内線255・189）